

国立大学法人富山大学住居手当支給細則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 12 月 1 日改正

令和 4 年 9 月 27 日改正

令和 4 年 10 月 25 日改正

令和 7 年 3 月 26 日改正

(総則)

第 1 条 国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第 12 条に規定する住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給・適用範囲)

第 2 条 給与規則第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる職員には、契約等により住宅（借家・借間等）を借り受け、家賃を支払い、当該住宅に居住している職員のほか、次に掲げる者を含む。

(1) 扶養親族たる者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの及び給与規則第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員

(2) 職員又はその扶養親族たる者と扶養親族ではない配偶者等（職員の一親等の血族又は姻族である者を含む。）が共同で借り受けた住宅に、当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている職員（ただし、その生計を主として支えている職員に限る。）

2 給与規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する家賃とは、住居（借家・借間等）を借り受けるための使用料をいうほか、次に掲げるところによる。

(1) 家賃には、次に掲げるものは含まない。

イ 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

ロ 電気、ガス、水道等の料金

ハ 共益費

ニ 駐車場の料金

ホ その他 借家・借間等の使用料と直接関わりのないもの

(2) 前号にかかわらず家賃の額が明確でないときは、次の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

イ 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額

ロ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

ハ 居住に関する支払額に共益費が含まれている場合で家賃と共益費を区分していな

い場合 共益費を含んだその支払額

ニ 居住に関する支払額に駐車場の借料が含まれている場合で家賃と駐車場の借料を区分していない場合 駐車場の借料を含んだその支払額

ホ 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、当該職員の居住部分と転貸部分との割合等を基準として居住部分に係る家賃を算定し、その額を手当額決定の基礎とする。

3 給与規則第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる配偶者等が居住するための住宅を借り受けている職員には、次に掲げる職員を含む。

(1) 扶養親族たる者が借り受けた住宅に配偶者が居住し、その住宅の家賃を支払っている職員

(2) 職員又はその扶養親族たる者及び扶養親族ではない配偶者等が共同して借り受けた住宅に配偶者が居住し、その住宅の家賃を支払っている職員（ただし、その生計を主として支えている職員に限る。）

4 給与規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する住宅は職員が居住している住宅であって、当該職員の生活の本拠となっているもの、第 2 号の配偶者が居住するための住居は配偶者が居住している住宅であって、配偶者の生活の本拠となっているものとする。

5 一時的に当該住宅を離れている場合（出張、病気転地療養等）には、給与規則第 12 条第 1 項の規定に該当し、職員が居住し得る状態が引き続く限りにおいては、引き続き居住しているものとみなす。

（適用除外職員）

第 3 条 給与規則第 12 条第 1 項第 1 号の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人、国、地方公共団体及びこれらに準ずると学長が定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族である者が所有し、又は借り受けている住宅を借り受け、そこに居住している職員

2 給与規則第 12 条第 1 項第 2 号の別に定める職員は、前項に準ずる。

（確認及び決定）

第 4 条 学長は、別に定める届出によりその者が給与規則第 12 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2 学長は、住居手当の支給を受けている職員が正当な理由なくこの細則に定める届出及び確認書類（以下「届出書類」という。）を提出しない場合には、住居手当の支給を一時差し止めることができる。

3 前項の場合において、支給を一時差し止めた月の初日（以下「支給一時差止日」という。）から 3 月以内に届出書類が提出され、支給要件を満たしていることが確認できた場合は、支給の一時差し止めを解除し、支給一時差止日に遡って手当を支給する。

4 第 2 項の場合において、支給一時差止日から 3 月以内に届出書類が提出されなかったときは、支給一時差止日から支給要件が消滅したものとみなす。

- 5 学長は、前項の規定により支給要件が消滅したものとみなした場合は、対象となった職員に対して、その旨を通知するものとする。

（支給の始期及び終期）

第5条 住居手当の支給は、職員が新たに給与規則第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第1項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（支給停止等）

第6条 住居手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給しない。また、職員が休職（第2号の場合を除く。）にされている場合は、当該休職に応じた支給割合に基づき支給する。なお、これらの期間が開始された場合又は当該期間の終了により職務に復帰等した場合のその月分は、給与規則第36条の規定により日割計算で支給する。

（1）出勤停止者（国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第39条第1項第3号の規定に基づく出勤停止者）

（2）専従休職者（就業規則第11条第1項第8号の規定に基づく休職者）

（3）育児休業職員（国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則に基づく休業職員（部分休業者及び出生時育児休業者の就業日を除く。））

（4）介護休業職員（国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則に基づく休業職員（部分休業者を除く。））

（5）大学院修学休職者（就業規則第11条第1項第7号の規定に基づく休職者）

- 2 給与規則第34条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。

（事後の確認）

第7条 学長は、現に住居手当の支給を受けている職員が給与規則第12条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（雑則）

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 2 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「扶養親族たる者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの及び給与規則第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。））」とあるのは「扶養親族たる者（給与規則第 9 条第 2 項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。））」とする。